

国民年金シリーズ
応援します
いきいきライフ
 (6) 22年度の国民年金保険料
 及び学生納付特例制度について

平成22年度国民年金保険料は、**月額15,100円**です。
 ただし、国民年金保険料を納める事が困難な場合は、申請して認められれば保険料の納付が免除・猶予される制度があります。
 今回は、学生の方が対象となる「学生納付特例制度」をご紹介します。

? 学生納付特例の対象となる学生は

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校など(夜間部・定時制課程・通信制課程の学校も対象)に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下の方。
 ※ただし、修業年限は1年以上あることが必要です。また、一部対象外の学校もあります。

? 手続きに必要なものは

- ①年金手帳
- ②在学証明書(証明日=申請年度のもの)又は学生証(両面)の写し
- ③認印(本人が署名する場合は不要)
- ④会社等を退職されて学生になられた方は、

雇用保険	}	いずれかの写し
	被保険者離職票	
	受給資格者証	
	被保険者資格喪失確認通知書	

? 申請手続きはいつから・どこで

毎年4月から年度単位で申請を受付します。受付窓口は、日本年金機構出雲年金事務所・市役所保険年金課又は各支所年金担当課です。
 ただし、平成21年度の学生納付特例が承認された方のうち社会保険事務所からはがき形式の申請書が送付された方は、必要事項を記入のうえ返送することで、平成22年度の申請を行うことができます。はがきが送付されない方、はじめて申請される方などは、上記の申請場所で申請してください。

ご注意ください! 21年度分の受付は、4月30日(金)までです。

? 学生納付特例の承認期間は

4月(または国民年金資格取得の月)から翌年3月まで

? 学生納付特例期間の年金はどうなるの

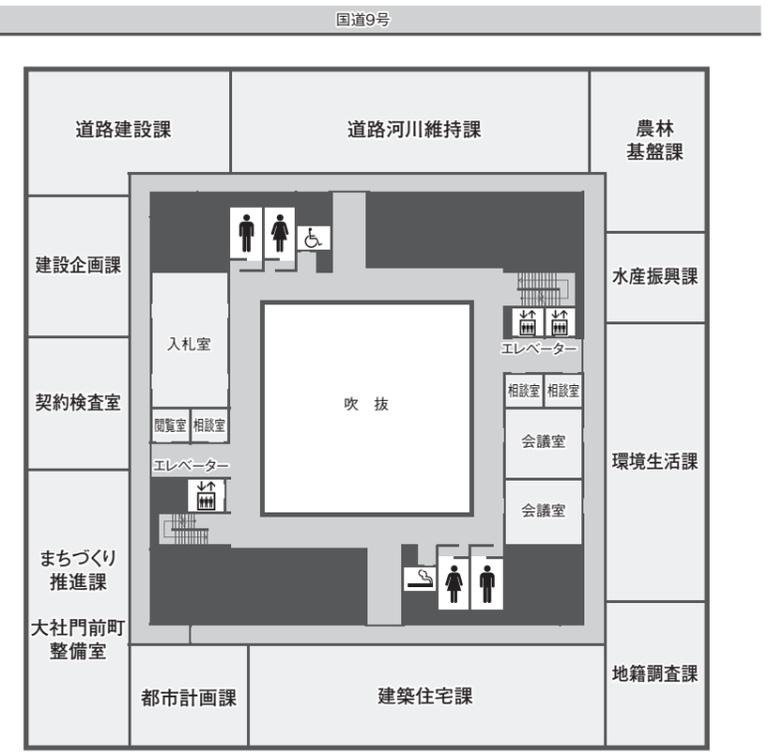
学生納付特例が承認された期間は、年金を受給するための期間には反映されますが、将来受給される老齢年金の額には計算されません。承認された期間の保険料を納める(追納する※)ことによって、老齢年金額に計算されます。

---【※追納】---
 学生納付特例や免除等で承認を受けてから10年以内であれば、後からさかのぼって保険料を納めることができる制度。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算金がつきますので、お早めに追納することをおすすめします。追納する場合は、市役所又は年金事務所でもし出が必要です。

国民年金に関するおたずねは 市役所保険年金課(☎21-2211内線2917)・各支所年金担当課 日本年金機構出雲年金事務所(☎24-0042)

5階

- 主な変更点**
- 「まちづくり推進課」、「街路課」、「大社門前町整備課」を統合再編し、「まちづくり推進課」および「まちづくり推進課大社門前町整備室」を設置
 - 「環境保全課」と「資源リサイクル課」を統合し、「環境生活課」を設置



年度末・年度始めにおける市役所本庁での案内業務について

年度末・年度始めは、住民異動の手続きのため窓口が混雑します。

3月15日(月)から4月16日(金)まで、市役所本庁舎1階中央交差部に案内所を設け職員が待機し(緑のジャンパーおよび案内用腕章を着用)、さまざまな手続きや申請の案内を中心に市民の皆さんのおたずねに対応します。

手続きの窓口がわからないなどお困りのことがありましたら、お気軽に声をおかけください。

